

○柏市人・農地プラン検討会規則

平成29年 3月22日

規則第13号

改正 令和2年6月26日規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市附属機関設置条例（平成8年柏市条例第6号）に基づき設置された柏市人・農地プラン検討会（以下「検討会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 柏市農業委員会の委員
- (2) 次に掲げる法人の職員のうち当該法人が推薦するもの
  - ア 市内に本店又は支店を有する農業協同組合
  - イ 利根土地改良区
  - ウ 千葉県手賀沼土地改良区
  - エ 北総農業共済組合
- (3) 本市に住所を有する農業者で構成される団体の構成員のうち当該団体が推薦するもの
- (4) 千葉県東葛飾農業事務所の職員
- (5) 本市に住所を有する者のうち次に掲げるもの
  - ア 認定農業者
  - イ 女性の農業者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者  
(会長及び副会長)

第3条 検討会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議

長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、委員に議事に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。
- 5 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について委員に報告しなければならない。

(令2規則70・一部改正)

(関係者の出席等)

第5条 検討会は、必要に応じて委員以外の関係者に対し、会議への出席を求めてその意見を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(検討会の運営等)

第6条 この規則で定めるもの及び次条の規定により市長が別に定めるものを除くほか、検討会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。